

令和8年度練馬区食品衛生監視指導計画 概要版

練馬区食品衛生監視指導計画とは

食品衛生法第24条の規定に基づき、練馬区が実施する食品衛生に関する取組みを示したものです。本計画を基に、食品等事業者に効率的かつ効果的な監視指導を実施し、食品等に起因する食品衛生上の危害の発生を防止します。また、区民に食品等の安全性に関する情報提供を行い、食生活の安全を確保します。

計画の概要

1 実施体制

練馬区保健所生活衛生課の食品衛生監視員が、計画に基づき実施します。

(1) 区関係部署との連携

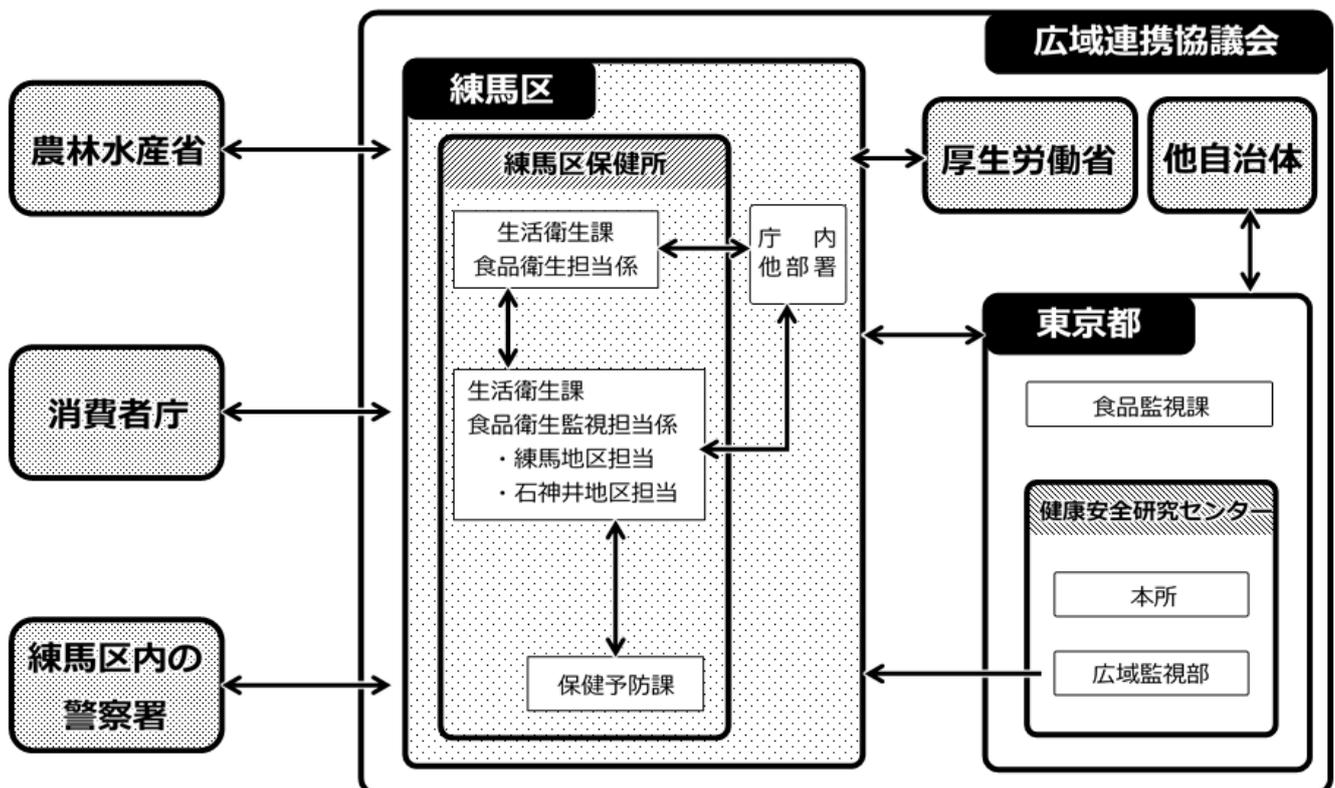
区関係部署と連携のうえ監視指導や普及啓発活動を行い、食品の安全を確保します。

(2) 東京都との連携

大規模製造業、食品流通拠点および輸入食品の監視指導、複数の区にまたがった有害食品の排除や違反処理などに係る監視指導ならびに食中毒の広域発生時の対策は、東京都と連携、協力して実施します。

(3) 国や関係機関との連携

他自治体や関係行政機関（厚生労働省、農林水産省、消費者庁等）と情報交換を行い、連携して食品衛生の向上を図ります。



2 重点監視事業

(1) HACCP に沿った衛生管理への取組推進

原則として全ての食品等事業者には、HACCP に沿った衛生管理の実施が義務付けられています。着実に HACCP に沿った衛生管理の取組を推進するために、事業者の状況や取り扱い食品ごとの特性を踏まえつつ、施設の監視、指導等を行います。

(2) 食中毒対策

近年多発しているアニサキス、ノロウイルスやカンピロバクターによる食中毒について、食品等事業者に対し、食中毒予防対策の周知と監視指導を実施します。加えて、大量調理施設や給食施設については、重点的に監視指導を行います。

また、区民に対しても、食中毒予防に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

(3) 適正な食品表示への対策

食品表示法に基づき、区内で製造、販売される食品の表示が適正であるかを確認します。不適正な表示を発見した際は改善を指導し、必要に応じて製造所を管轄する自治体へ情報提供を行い、食品表示の適正化を図ります。

3 違反食品等の発見時や食中毒の発生時の対応

(1) 違反・不良食品等を発見した場合の対応

違反食品（食品衛生法や食品表示法違反等）について直ちに調査を行い、その原因を究明します。また、必要に応じて、廃棄、回収等の危害除去、営業停止等の不利益処分、施設の改善指示等の措置を行い、再発防止策を図ります。

(2) 食品の苦情についての対策

区民などから寄せられた苦情は、調査や検査により、原因を調査します。原因が区内の事業者であれば、対象食品の回収、廃棄、取り扱いや施設改善を指導するなど、危害除去および再発防止の措置を行います。区外の場合は、管轄の自治体に通報し、調査、指導を依頼します。

(3) 食中毒等健康被害発生時対策

健康被害の発生を把握した場合は、速やかに調査を行います。広域に渡る場合には、東京都など関係機関と連携して原因を究明します。食中毒と判断した場合は、営業停止等の不利益処分を行い、被害の拡大防止を図るとともに、再発防止策を指導します。不利益処分などの措置を実施した際は、危害の状況を明らかにするため、違反の内容等を区ホームページで公表します。

4 区民・事業者との情報交換・意見交換等（リスクコミュニケーション）

(1) 区民への情報提供等

リーフレット、区報、区ホームページ等を用いて食品衛生に係る情報を提供し、食品衛生知識の普及啓発に努めます。また、食の安全・安心について区民の関心が高いテーマを選定し、講演会を開催します。その他、要望に応じて保育園児や小学1年生等を対象に「食の安全教室（手洗い教室）」を実施します。

(2) 食品等事業者への情報提供（講習会）等

区内食品等事業者に対し、食中毒予防のための衛生管理等についての講習会を実施し、HACCP に沿った衛生管理を適切に実施できるよう支援します。

※計画の詳しい内容や用語は、練馬区食品衛生監視指導計画参照